



# 東海発電所 定期事業者検査「消火設備」に関する 廃止措置計画の記載と検査の方法について

2022年12月2日  
日本原子力発電株式会社



# 廃止措置計画の「消火設備(消火栓)」記載と検査内容について

東海発電所 第2回定期事業者検査(「消火設備(消火栓)」)にて、廃止措置計画認可申請書の記載と定期事業者検査要領書の内容について、東海・大洗原子力規制事務所検査官殿より、ご指摘があったことから、消火栓の検査方法について当社で検討した内容について説明させていただきます。

## 【現在の「消火設備(消火栓)」の定期事業者検査での検査方法】

東海第二発電所の安全対策工事のため、消火系が停止。(放水試験は出来ない)

「消火栓」については、消防法に基づき外観検査を実施、その記録を定期事業者検査で確認している。

## 【廃止措置計画認可申請書の記載】

表6-2 性能維持施設 (廃止措置を実施するために必要な主要施設) (5/5)

施設区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	備考
	設備(建屋)名称	維持台数				
消火設備	1.消火栓	一式	種類 地上式消火栓若しくはホース格納型消火栓 水圧 0.25MPa 以上	消火機能	消火設備が使用できる状態であること。	当該設備が設置されているエリアの解体前まで
	2.消火器	一式	種類 粉末消火器, 強化液消火器, 二酸化炭素消火器			

注) 東海第二発電所との共用施設は、維持管理の対象から除く。



## 廃止措置計画の「消火設備(消火栓)」記載と検査内容について

### 【検査官殿のご指摘】

現在、消火系が停止していて廃止措置計画に記載の「使用できる状態」ではない。  
消防車が必要なら廃止措置計画に記載するべきではないか。

### 【当社の検討】

- 廃止措置計画認可申請書の記載と定期事業者検査要領書の内容について、整理を実施。
- 廃止措置計画にて性能維持施設としている消火栓の記載については、東海第二発電所の安全対策工事のため消火系が停止しており、代替設備として消防車を使用する運用を説明した上で、認可されている。
- 代替設備として運用する消防車については、定期的な点検にて、使用できる状態であることを確認している。
- 以上から、廃止措置計画の審査での説明の通り消火設備に係る運用を行っている。
- ただし、ご指摘をいただいた定期事業者検査要領書においては、代替設備である消防車の位置づけが明確ではない。
- このため、定期事業者検査要領書に以下のプロセスを取り込む変更をして対応したい。
  - ①検査前の確認事項として、消防車が使用できる状態であることを、保安規定に基づき実施している点検記録により確認する。
  - ②消防車が使用できる状態であることを確認した上で、性能維持施設である消火栓について、外観点検を行った結果を定期事業者検査として確認する。